

令和元年度豊川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和元年 6月11日

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」と省略します。）第9条の規定に基づき、令和元年度における、豊川市が障害者就労施設等から調達する物品及び役務（以下「物品等」と省略します。）の目標を定めることにより、豊川市における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例によります。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市長、教育委員会、監査委員、病院及び議会とします。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

豊川市において物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第2項から4項までに定める障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者就労施設等のうち、物品等の調達が可能なものとします。

5 調達の対象品目

豊川市において障害者就労施設等から調達を推進する物品等は、次に記載する物品等とします。ただし、記載していない物品等であっても、調達可能なものについては、対象とします。

(1) 物品

- ア パン、菓子などの食品類
- イ 雑巾、布巾などの生活雑貨
- ウ イベントなどで配布する記念品

(2) 役務

- ア 名刺、封筒などの印刷物
- イ シール貼り、袋詰めなどの軽作業

ウ 草刈り、清掃などの作業

エ 分別作業

6 調達目標

令和元年度に豊川市が達成すべき物品等の調達の目標は、物品及び役務の種別ごとに前年度実績を目標とし、それを上回るよう努めることとします。

前年度実績

物品 562万9,752円

役務 856万6,060円

7 調達の推進方法

豊川市は、障害者就労施設等から提供が可能な物品等について情報を収集し、この調達方針の適用範囲となる各事務局等に情報を提供するとともに、優先調達を依頼します。

8 調達実績のとりまとめ及び公表

豊川市は、令和元年度の物品等の調達実績を、翌年度の5月末までに取りまとめ、6月末までに市のホームページなどにより公表します。

令和元年度豊川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和元年 6月11日

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」と省略します。）第9条の規定に基づき、令和元年度における、豊川市が障害者就労施設等から調達する物品及び役務（以下「物品等」と省略します。）の目標を定めることにより、豊川市における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

第九条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例によります。

- 第二条** この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。
- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
 - 二 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
 - 三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第三十七条第二項に規定する精神障害者であって同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの
- 3 この法律において「在宅就業障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。
- 4 この法律において「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。
- 5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法

律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

7 この法律において「各省各庁の長」とは、[財政法\(昭和二十二年法律第三十四号\)](#) [第二十条第二項](#)に規定する各省各庁の長をいう。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市長、教育委員会、監査委員、病院及び議会とします。

豊川市のすべての組織を対象とします。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

豊川市において物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、[法第2条第2項](#)から4項までに定める障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者就労施設等のうち、物品等の調達が可能なものとします。

2用語の定義参照を参照してください。

5 調達の対象品目

豊川市において障害者就労施設等から調達を推進する物品等は、次に記載する物品等とします。ただし、記載していない物品等であっても、調達可能なものについては、対象とします。

(1) 物品

- ア パン、菓子などの食品類
- イ 名刺、封筒などの印刷物
- ウ 雑巾、布巾などの生活雑貨
- エ イベントなどで配布する記念品

(2) 役務

- ア シール貼り、袋詰めなどの軽作業
- イ 草刈り、清掃などの作業
- ウ 分別作業

この項目の記載は、このようなものがあり得るという例示にすぎませんから、これ以外のもので、調達することができる物品等についても、積極的に調達の対象としていただきます。

6 調達目標

令和元年度に豊川市が達成すべき物品等の調達の目標は、物品及び役務の種別ごとに前年度実績を目標とし、それを上回るよう努めることとします。

前年度実績

物品 562万9,752円

役務 856万6,060円

令和元年度における、豊川市全体での調達目標となります。令和元年度は、平成30年度の実績をもとにして、目標を設定しています。

7 調達の推進方法

豊川市は、障害者就労施設等から提供が可能な物品等について情報を収集し、この調達方針の適用範囲となる各事務局等に情報を提供するとともに、優先調達を依頼します。

調達にあたり留意する点

- ① 予算の適正な使用及び透明性の確保に留意しつつ、随意契約により調達を行う場合は、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮してください。
- ② 調達にあたり、仕様等を定める際には、達成しようとする行政目的等をふまえ、必要十分かつ明確なものとしてください。また、契約の実施の際に、障害者就労施設等が不当に排除されないようにするなど、競争の機会の確保に留意してください。

8 調達実績のとりまとめ及び公表

豊川市は、令和元年度の物品等の調達実績を、翌年度の5月末までに取りまとめ、6月末までに市のホームページなどにより公表します。

今後の取り組みについては、毎年度、当該年度の前年度の実績を勘案し、前年度実績の公表時に、当該年度の方針を公表します。